

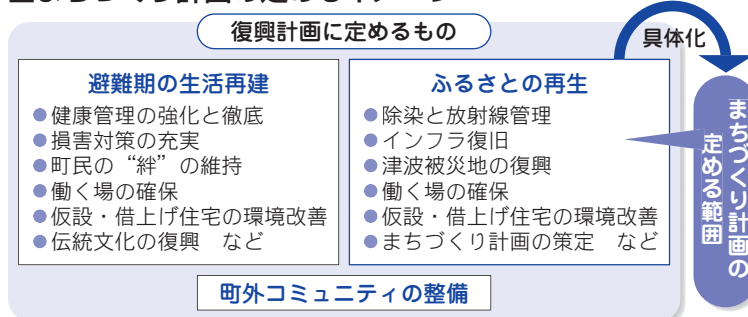
「浪江町復興まちづくり計画」を策定しました

町では、浪江町復興計画策定委員会の提言を基に「浪江町復興まちづくり計画」を策定しました。まちづくり計画は、復興計画【第一次】の個別計画として、「ふるさとの再生」に焦点を当てて策定したものです。

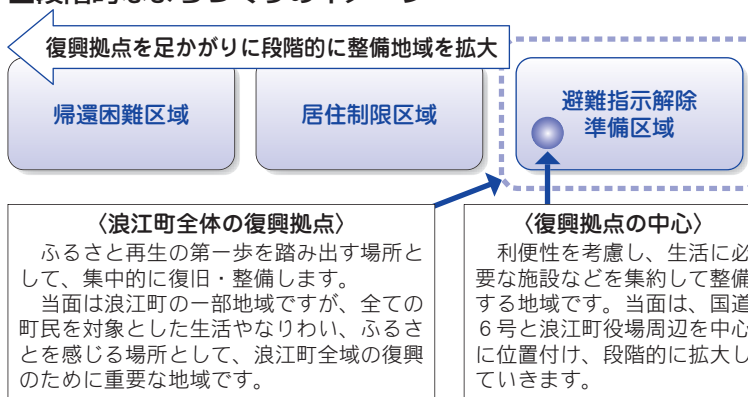
まちづくり計画では、避難指示解除準備区域を当面「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、全ての浪江町民を対象とした“生活”や“なりわい”の場、ふるさとを感じる場所とし、この拠点を足がかりに、順次町内全域の整備を進めることとしています。さらに、当面は国道6号と浪江町役場周辺を「復興拠点の中心」として、生活関連施設などを集約して整備し、生活するうえでの利便性を確保していきます。

町では、今後この計画に基づき「復興の見える化」を進めていきます。

■まちづくり計画の定めるイメージ



■段階的なまちづくりのイメージ



☎復興推進課まちづくり整備係 TEL 0243(62)4731

町民協働による「復興まちづくり」支援事業募集のお知らせ

町では、町民協働により町民相互の絆の形成および復興を推進する事業を実施する団体に補助金を交付します。

1 補助の対象となる団体

- (1) 浪江町に住所を有する方が組織する仮設住宅および借上げ住宅等の自治組織、地域づくり団体並びに特定非営利活動法人のいずれかであって、5人以上の構成員を有すること。
- (2) 事業目的等を記述する会則を有すること。
- (3) 政治活動、宗教活動および営利を目的としない団体であること。
- (4) 暴力団等が経営または運営に関係していない団体であること。

2 対象事業の例

- 県内外に避難している浪江町民を集めて交流の場を提供する事業
- 浪江の伝統文化等について広く周知する事業
- ふるさとの再生に向けて、話し合いの場をつくる事業

3 補助の対象とならない経費

- (1) 団体の恒常的な運営維持管理経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等

- (3) ほかの団体に対する補助金、助成金
- (4) 物品販売等に係る経費
- (5) 神社仏閣等宗教法人に対する経費

4 補助金額

対象となる1団体につき原則20万円まで。

5 応募方法

補助金交付要望書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出してください（郵送可）。要望書は復興推進課からお取り寄せいただくか、町ホームページからダウンロードすることができます。

6 募集期間

5月1日(木)～5月22日(木)(当日消印有効)

7 その他

- 事業採択の可否は、締切後個別に通知します。
- 応募多数の場合は、新規事業を優先させていただきます。
- 事業採択以降の支出が補助対象となります。それ以前に支出した経費は補助の対象となりませんのでご注意ください。

☎・申 復興推進課まちづくり整備係
TEL 0243(62)4731